

共済だより

令和3年1月発行 No.208



ココノ
『COCONOアートプレイス』(大野市)

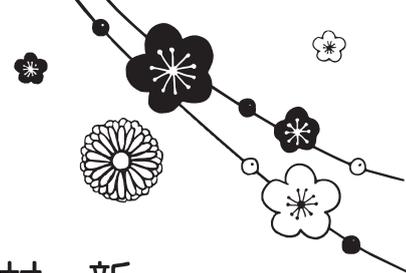
主 な 内 容

新年のごあいさつ	2
オンライン資格確認の導入に伴い組合員証が一部変更となります	3
第159回組合会 新役員を選出	4
退職予定のみなさまへ	6
年金者連盟からのご案内	9
令和元年度 特定健康診査・特定保健指導の実施結果	10
被扶養者資格確認調査の結果について	12
就職された時には取消しの手続きが必要です	13
いざという時の「災害給付」について	14
ジェネリック医薬品差額通知の効果測定について	15
家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!	16
アイススケート・スキーリフト利用助成	18
入学貸付・修学貸付のご案内	19
本年も組合員貯金をよろしくお願いたします	20

新型コロナウイルス感染症が大きな影響を及ぼしている中、最前線
で対応されている医療従事者の皆
さま及び日々ご尽力されている自治
体職員の皆さまに敬意を表しますと
ともに、心から感謝申し上げます。

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。



新年のごあいさつ

理事長 東 村 新 一

新年明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様には、健やかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、福井県でも緊急事態宣言が発出され、皆様の生活にも多大な影響を及ぼしました。

最前線に対応された医療従事者の皆様及び日々ご尽力された自治体の皆様に敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

今後もお一人おひとりが日常生活の中で新しい生活様式を心がけていただき、感染拡大防止に努めていただくようお願い申し上げます。

共済組合では11月に組合会議員の任期満了による選挙が執行され、新たな議員が誕生しました。12月1日に組合会を開催し役員選挙を行ったところ、理事長としてご推挙いただき、引き続きその重責を担うこととなりました。

もとより微力ではございますが、組合員及びご家族並びに年金受給者の福祉の向上と発展のため、組合会議員及び共済組合職員と共に一層の努力をいたす所存でございますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、在職中の年金受給の在り方の見直しや、受給開始時期の選択肢の拡大などが行われることとなりました。

地方公共団体においては、臨時・非常勤職員の適正な任用確保のため、令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入され、処遇改善の取組の一環として、一定の条件を満たした者には共済組合制度の適用が開始され、組合員数が増加しています。

医療保険制度においては、高齢者医療制度への支援金や介護保険納付金が増大してきており、短期財政を圧迫する懸念があります。また、オンライン資格確認制度が令和3年3月から実施される予定となっております。

保健事業においては、令和2年度から所属所と共済組合との間で覚書を締結し、健康診査の結果等を共同利用することで、皆様の健康の保持増進に向けたコラボヘルスをより一層推進し、効果的・効率的に保健事業を実施することになりました。

貯金事業においては、超低金利政策が継続されており、現在の利率を維持することが難しくなってきていますが、皆様からお預かりした大切な資産を安全かつ効率的に運用することを心がけています。

保養所「越路」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国などのキャンペーンによる宿泊割引の適用等もありますが、利用客が激減し厳しい経営状況が続いております。皆様に安心してご利用いただけるよう、職員やお客様の検温、こまめな消毒・換気、三密を避けるための1日の宿泊予約数の制限、夕食の個室でのご提供など、引き続き万全の感染予防対策をとって営業してまいります。

このように、共済組合を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、共済制度の健全な運営とその発展を図るため、役職員一体となり最善の努力をしまいる所存でございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

年頭に当たり、皆々様のますますのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます、新年のごあいさつとさせていただきます。



謹賀新年



オンライン資格確認の導入に伴い 組合員証が一部変更となります



オンライン資格確認とは？

医療機関を受診する際、窓口で組合員証・被扶養者証等(健康保険証)またはマイナンバーカードを提示することにより、医療機関が社会保険診療報酬支払基金の運営するオンライン資格確認システムを用いて資格確認を即時に行うことができるようになる仕組みです。

オンライン資格確認では、就職や退職等による加入保険の変更が、リアルタイムで確認できるようになり、医療保険の請求誤りの減少、手続きなしで限度額以上の一時的な支払いが不要になるなどの効果が見込まれています。

運用開始時期:令和3年3月から(医療機関により開始時期は異なります)

組合員証等の記号番号に枝番が追加されます！

オンライン資格確認の導入に伴い、全保険者(後期高齢者を除く)で、組合員証・被扶養者証に個人単位の2桁の番号(枝番)が追加されることとなります。

枝番を追加した保険証の発行時期は各保険者により異なりますが、本組合では**令和3年4月以降新たに交付する組合員証等から枝番が追加される予定です。**

なお、現在お持ちの組合員証等は令和3年3月以降も医療機関で引き続き使用できるため、回収・再発行は行いません。

組合員証 本人
記号 999 番号 999 00
氏名 共済 健

マイナンバーカードが健康保険証利用できるようになります

令和3年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。マイナンバーカードを健康保険証として使用するためには、カード保有者自身がマイナポータルを介して初回登録を行う必要があります。また、上記の登録をした方も、引き続き組合員証等による医療機関の受診は可能です。

マイナンバーカードの
健康保険証利用申込の
お問い合わせ先

マイナンバー
総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
受付時間(年末年始を除く)平日:9時30分~18時30分

登録方法等詳細は
21ページをご覧ください

被扶養者の認定・取消手続きは速やかに！

医療機関で、正しい資格を確認するためには、各保険者で組合員・被扶養者の資格の得喪の手続きが済んでいることが必要となります。 今後は、より正確な資格情報を求められますので、引き続き速やかな手続きをお願いします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録をした方も、引き続き被扶養者の認定・取消のお手続きは必要となります。

<お問合せ先 健康管理課>

(令和2年11月30日現在)

お 問 合 せ 先	総務企画課	0776-52-7300
	健康管理課	0776-52-7301
	年金課	0776-52-7303
	越路	0776-77-3151

組 合 員 の 状 況	組合員数	9,710 人
	(男)	5,277 人
	(女)	4,433 人
	任意継続組合員数	76 人
	被扶養者数	7,439 人
	平均標準報酬月額(短期)	355,367 円
	(厚年)	348,652 円
(退年)	348,901 円	

第159回組合会

新役員を選出

— 理事長に東村福井市長再任 —



令和2年11月12日執行の組合会議員選挙後、初の組合会が12月1日に開催されました。組合会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染予防に配慮し座席の間隔を広く取りマスクを着用して開催しました。

組合会では、理事及び監事の役員が選出され、理事長には、東村福井市長が再任されました。



役員 議員



理事長

東村 新一
(福井市長)



理事(理事長職務代理者)

河合 永充
(永平寺町長)



理事

石山 志保
(大野市長)



理事(職員側代表理事)

藤田 直美
(福井市職員)



理事

山本 大介
(敦賀市職員)



理事

西出 憲男
(坂井市職員)



監事

中塚 寛
(おおい町長)



監事

春木 博治
(勝山市職員)



議員

淵上 隆信
(敦賀市長)



議員

松崎 晃治
(小浜市長)



議員

佐々木 勝久
(鯖江市市長)



議員

奈良 俊幸
(越前市長)



議員

坂本 憲男
(坂井市長)



議員

岩倉 光弘
(南越前町長)



議員

松山 康美
(福井市職員)



議員

瀬尾 光博
(小浜市職員)



議員

村上 忠彦
(鯖江市職員)



議員

間所 祐丞
(越前市職員)



議員

石田 和也
(越前町職員)



議員

彦惣 弘明
(美浜町職員)



監事

西村 一伸
(学識経験者)

◇ 業務運営協議会委員 ◇

◎ 給付事業部会

部会長 石山 志保 (大野市)
委員 藤田 直美 (福井市)
委員 間所 祐丞 (越前市)
委員 瀬尾 光博 (小浜市)
委員 彦惣 弘明 (美浜町)

◎ 福祉事業部会

部会長 坂本 憲男 (坂井市)
委員 山本 大介 (敦賀市)
委員 松山 康美 (福井市)
委員 村上 忠彦 (鯖江市)

◎ 宿泊事業部会

部会長 河合 永充 (永平寺町)
委員 西出 憲男 (坂井市)
委員 春木 博治 (勝山市)
委員 石田 和也 (越前町)

退職予定のみなさまへ

医療保険制度

在職期間中は、共済組合の組合員として、組合員証を使用し医療機関などで保険診療を受けることができます。

しかし、退職されますと、共済組合の組合員ではなくなりますので、現在使用されています「組合員証」や家族の「組合員被扶養者証」などは、退職日の翌日から使用できなくなります。

つきましては、退職される方は、退職後、遅滞なく「組合員証」などを所属所担当課へ必ず返還していただき、次の①～④いずれかの医療保険制度に加入する手続きを行ってください。

1 任意継続組合員制度〈共済組合〉

退職の日の前日まで引続き1年以上組合員であった方が、退職後も引続き在職期間中と同様に、共済組合からの短期給付（保険給付）を受けることができる医療保険制度です。

また、特定健康診査（保健事業）、貯金事業（福祉事業）など共済制度の一部についても在職期間中と同様の適用を受けることができます。

「加入届出」

「任意継続組合員資格取得申出書」を退職後20日以内（退職の日を含むため、3月31日退職の場合は、4月19日共済組合必着）に退職された所属所を経由し、共済組合へ提出してください。

「加入期間」

任意継続組合員の資格取得日から**最長 2年間**です。
※途中で脱退することもできます。

「掛金」

任意継続組合員に係る1月あたりの掛金は、次のとおり計算し、納入していただきます。

短期任意継続掛金 = 「標準報酬の月額」※ × 掛金率

（参考：令和2年度短期任意継続掛金 最高限度額：31,680円）

介護任意継続掛金 = 「標準報酬の月額」※ × 掛金率

（参考：令和2年度介護任意継続掛金 最高限度額：6,120円）

※「標準報酬の月額」…「退職時の標準報酬の月額」と「上限となる標準報酬の月額」を比較し、いずれか低い額とします。

注意 「掛金率」及び「上限となる標準報酬の月額」は、年度毎に算定します。

掛金の納入方法 ①口座振替（一括前納） ②口座振替（毎月） ③納付書（一括前納） ④納付書（毎月）

※口座振替につきましては、福井銀行口座からの引き落としとなります。

2 国民健康保険制度〈市町村〉

住所地の市町村が保険者となり、市町村から保険給付を受ける医療保険制度です。

加入手続きや保険料の算定については、住所地の市町村役場で確認してください。

3 被用者保険制度〈全国健康保険協会（協会けんぽ）等〉

退職後、再就職により勤務する事業所にて加入する医療保険制度です。

加入手続きや掛金については、勤務先事業所にて確認してください。

注意 再就職を予定されている方は、再就職先における医療保険制度の加入について事前に確認していただき、任意継続組合員の申請との重複がないようお願いいたします。

4 被扶養者〈ご家族の方が加入される被用者保険〉

被扶養者認定の基準については、健康保険組合等によって異なっておりますが、退職後の収入状況や家族の生計状況など一定の条件を満たしている場合には、家族の被扶養者として認定されます。

注意 健康保険組合等によっては、年齢及び収入の条件を満たす場合であっても家族の被扶養者に認定されないことがありますので、退職される前に、家族の方が加入されている健康保険組合等にて、被扶養者に認定されるか十分に確認していただき、任意継続組合員の申請との重複がないようお願いいたします。

＜お問合せ先 健康管理課＞

介護保険制度

介護保険にかかる保険料は、40歳から64歳までの方については、加入している医療保険制度の保険料と併せて納入することとなります。

ただし、65歳以上の方が年間18万円以上の年金を受給する場合は、医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の半額以下の場合、保険料が年金から控除される「特別徴収」となります。

その他の方は、口座振替や払込書納付などの各市町村の取扱方法によることとなります。

<お問合せ先 健康管理課>

年金制度

退職時に、「退職届書」を所属所担当課へ提出してください。

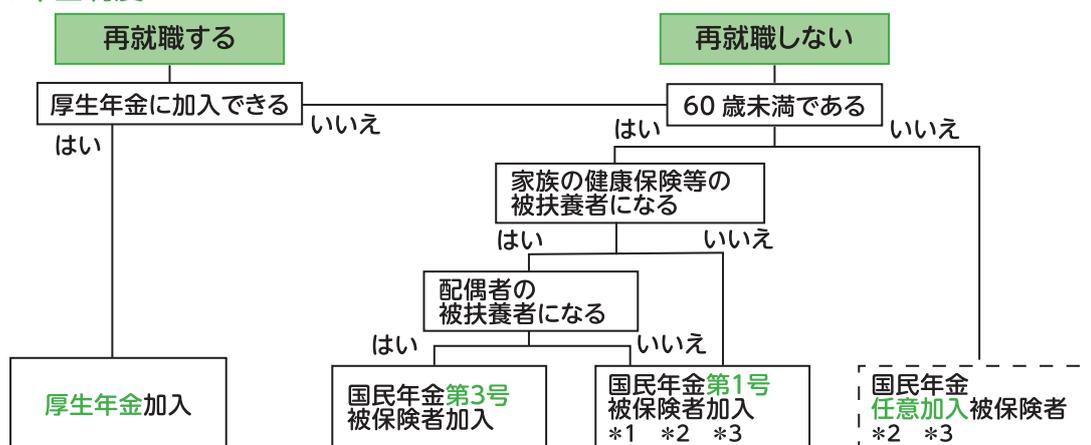
年金受給資格を満たした時点で、新たに老齢厚生年金の請求手続きを行っていただきます。

老齢厚生年金の 受給資格

- 64歳以上であること。(特定消防組合員の場合は61歳以上)
- 1年以上の組合員期間※を有すること。
- 組合員期間等が10年以上あること。

※平成27年9月以前の公務員及び公務員期間の名称は「組合員」及び「組合員期間」でしたが、平成27年10月以降「被保険者」及び「被保険者期間」に変更されました。しかしながら、ここでは便宜上、従前どおり「組合員」及び「組合員期間」と表記していますので、ご承知おきください。

退職後の年金制度



*1 市区町村の国民年金担当課等で手続きが必要です。

*2 60歳未満の被扶養配偶者がいらっしゃる方は、市区町村の国民年金担当課等で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。

*3 国民年金の保険料は月額16,540円です。(令和2年度)

「退職予定者説明会」及び「年金説明会」の開催について

年金支給開始年齢の引き上げにより、退職から年金支給開始までが長期間となる現状を踏まえ、今年度より、年金支給開始年齢に到達される方々を対象に「年金説明会」を開催し、年金制度や請求手続き等についてご説明しております。

これに伴い、これまで退職予定者を対象に各所属所において開催していた「退職予定者説明会」については、開催方法を変更し、嶺北、嶺南の各会場において地区別に開催することとしました。

<お問合せ先 年金課>

福祉事業

保健事業

- 長期勤続者宿泊優待・・・当組合の組合員期間が20年以上で退職された方は、本人+1名様を越路に無料優待いたします。

※退職日の翌日に再任用された常時勤務の再任用者（地方公務員法第28条の4第1項適用）の方は、再任用の期間満了等による退職後に無料優待いたします。

- 任意継続組合員の方は、一部の事業が引き続きご利用いただけます。
(特定健康診査、直営・協定保養所利用助成など)

<お問合せ先 健康管理課>

貯金事業

退職後、任意継続組合員になる方は任意継続組合員である期間中、継続して利用できます。(自動継続のため、手続き不要です。)

任意継続組合員にならない方は、組合員貯金を利用できませんので、解約手続きが必要です。解約請求書を4月20日までに共済組合必着で提出してください。解約金は4月30日に共済組合登録口座へ送金します。(※解約送金日まで登録口座を解約しないでください。)

貸付事業

退職後、任意継続組合員になっても貸付事業はご利用いただけません。退職時に貸付金残高がある場合は、即時償還していただきます。

また、退職手当が支給される場合も、即時償還の対象となります。

償還方法は、原則、退職手当金からの控除になりますが、退職手当支給日前に振込書での一括償還も可能です。

<お問合せ先 総務企画課>

保険制度

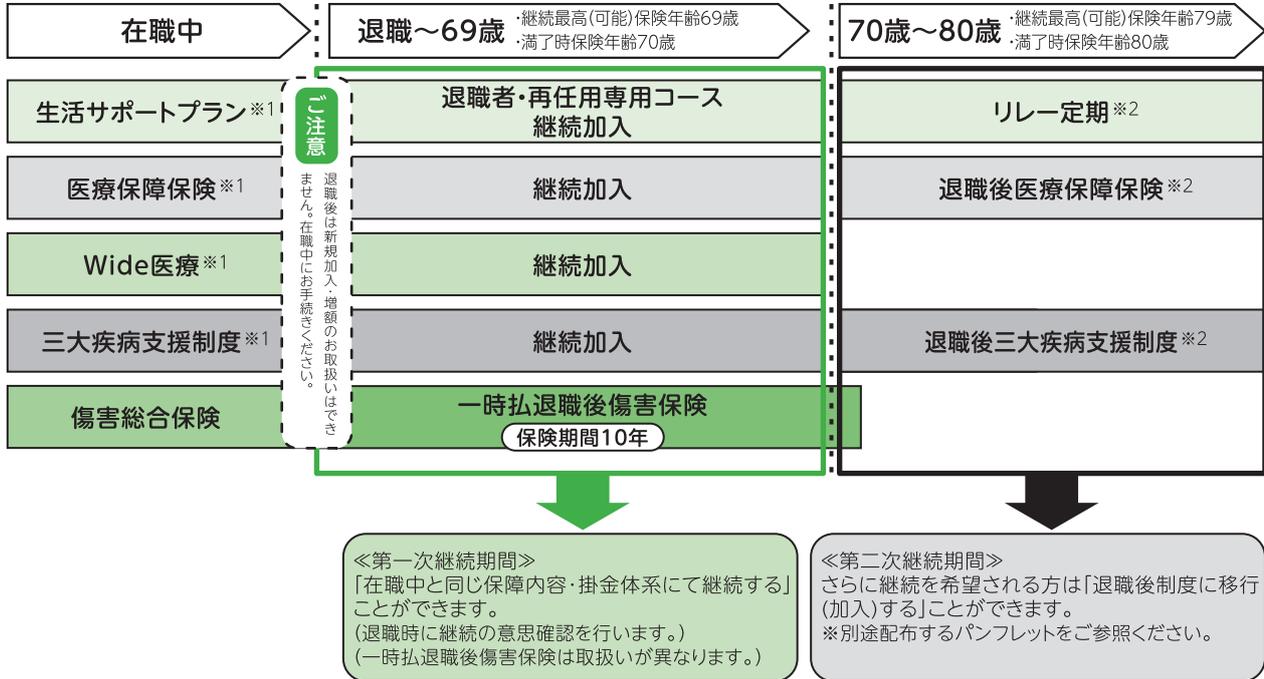
◆生活サポートプラン

●「生活サポートプラン」は退職後も69歳まで在職中と同じ保障内容・掛金体系で継続できます。

退職後継続・加入のイメージ

※詳細はパンフレットをご参照ください。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。



【第一次継続期間の特長および注意点】

- ・在職中と同様に1年更新となります。
- ・退職後は指定の口座より月々掛金を振替いたします。配当金も指定の口座に還付いたします。
(生活サポートプラン、医療保障保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。)
(口座振替に係る費用についてはご加入者さまの負担となります。)
- ・退職後および退職時の新規加入、増額のお取扱いはできません。在職中にご加入の制度に継続加入することができます。
(同額継続または減額のみのお取扱いとなります。生活サポートプランについてはX・Zコースのみの取扱いとなります。)
- ・退職後の更新については、毎年11月頃にご自宅宛に書類をお送りします。
- ※記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。
- ※1 生活サポートプラン、医療保障保険、Wide医療、三大疾病支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日まで継続加入が可能です。
- ※2 リレー定期、退職後医療保障保険、退職後三大疾病支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)に達した直後の更新日の前日まで継続加入が可能です。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

◆つなぎ積立年金

●「つなぎ積立年金」にご加入の方は、ご退職前に積立金の受取り手続きをお願いいたします。

	コース	一般コース	個年コース
年 金 種 類	年金受取の受給資格	掛金払込完了年齢に達した時、または加入2年以上かつ満50歳以上でこの制度から脱退した時。	掛金払込完了年齢に達した時、または加入10年以上かつ満50歳以上でこの制度から脱退した時。
	年金種類	5～15、20年確定年金 10、15年保証期間付終身年金 10～15、20年前厚型確定年金 10、15年保証期間付前厚型終身年金 ※一般コースについては年金選択の場合、初年度年金月額が1万円(前厚型は2万円)未満の場合は、年金選択ができません。	10、15、20年確定年金 10、15年保証期間付終身年金 10、15、20年前厚型確定年金 10、15年保証期間付前厚型終身年金 個年コースについては次の場合の取扱いに注意願います。 ①支払期間が10年未満の場合、年金の選択不可 ②年金支給開始年齢が満60歳未満の場合、確定年金の選択不可
一時金	年金支払期日	年金は、毎年2・5・8・11月に3ヵ月分に相当する額を支払います。	
	年金に代えて一時金を希望の場合、積立金を一括支払いたします。		

※詳細はパンフレットをご参照ください。
※「つなぎ積立年金」の年齢は満年齢です。

MY-A-21-他-000566

<お問合せ先 (有)エル・サポート・福井 電話0776(28)0413>

年金者連盟からのご案内

福井県市町村職員年金者連盟は、年金受給者の生活の安定と福祉の向上、会員相互の親睦、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的に、昭和56年12月に発足しました。

年金受給者だけではなく、60歳以上で年金をまだ受け取っていない方(年金待機者といえます。)も加入することができますので是非ともご検討ください。

年金者連盟の事業

1

全国の仲間と連携し、
国への陳情、年金改善
のための運動を展開

2

機関紙「連盟だより」
の配布
連盟の活動報告・年金情報等

3

宿泊クーポン
旅行商品割引
日通旅行(株)

4

がん保険・医療保険の
あっせん
団体扱いで85歳まで加入可

5

介護・健康
相談サービス
フリーダイヤルによる相談

6

葬儀支援サービス
(株)全国葬儀サービス

7

団体傷害保険
団体疾病保険
団体介護保険
のあっせん
団体割引で保険料30%割安

8

慶弔費の支給
米寿祝・弔慰金支給

9

各支部における
事業参加

☆年金待機者の方については、⑦、⑧は対象外となります。

会費について

①年金待機者の方は会費の徴収はありません。年金が支給されますと、②の方法で徴収させていただきます。

②年会費は、支給年金額の 1/1000です。(500円未満は500円です。)

毎年、4月の年金支給額より控除させていただきます。(加入初年度は、加入直後の年金から控除させていただきます。)

☆入会はあくまで任意ですので、趣旨にご賛同いただける方は是非ご入会ください。

入会は退職予定者説明会で配布します加入届をご投函ください。

☆ご不明な点は、年金者連盟事務局(0776-50-2577)

もしくは共済組合年金課(0776-52-7303)までお問い合わせください。



表紙説明



『COCONOアートプレイス』(大野市)

築120年超の伝統的木造古民家をリノベーションし、3つのギャラリーにカフェ、ショップを併設した新しいアートスペースです。市民が所有している池田満寿夫などの無名時代の作品を展示する他、現代アートの企画展を開催しています。

また、「小コレクター運動を伝える美術館」というコンセプトが評価され、2020年度のグッドデザイン賞を受賞しました。



令和元年度 特定健康診査・特定保健指導の実施結果

共済組合では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し「特定健康診査・特定保健指導」を実施しています。

令和元年度の「特定健康診査・特定保健指導」の実施結果については、昨年10月に確定し国への報告を行いましたので、その内容についてお知らせします。

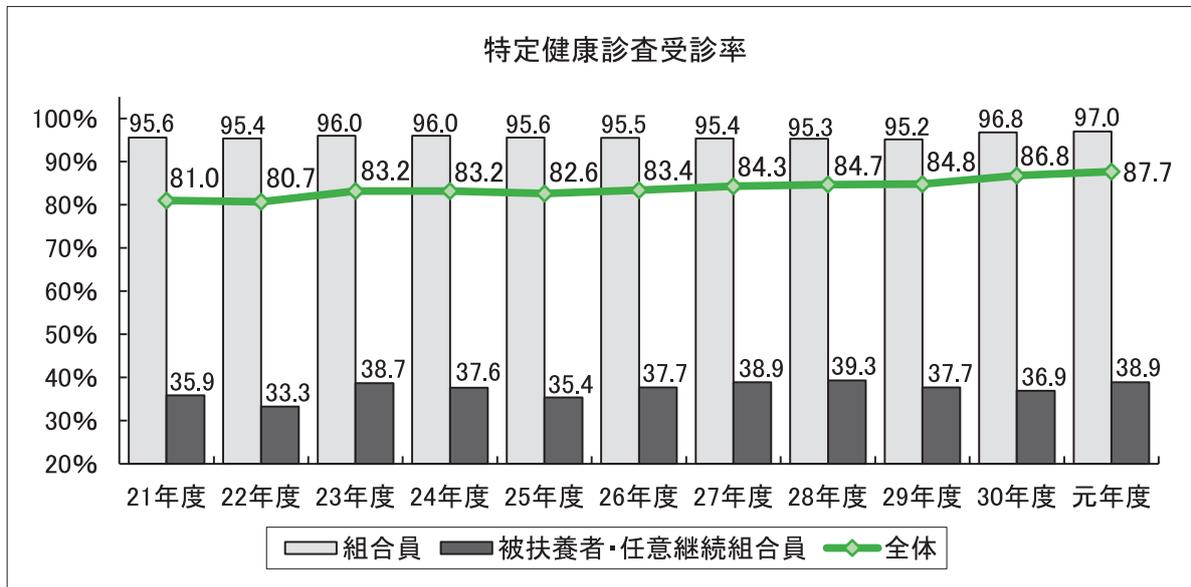


◆ 特定健康診査

組合員については、事業主健診や人間ドックを受診することにより特定健康診査を受診したとみなすことから、97.0%と高い受診率になっています。

一方、被扶養者及び任意継続組合員については、自宅に受診券を送付して住民健診会場や契約医療機関で受診していただいておりますが、受診率については**38.9%と低迷**しています。

全体の受診率は87.7%で、昨年に続き過去最高を更新しましたが、**被扶養者及び任意継続組合員の受診率を伸ばすことが継続した課題**となっています。



◆ 特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣病を発症するリスクが高い方に対して、生活習慣や食習慣の改善を支援するのが特定保健指導です。高リスクの方を対象とする積極的支援と、それよりリスクが低めの方を対象とする動機付け支援を行っています。

特定保健指導の実施は、事業主健診・人間ドック実施機関または専門業者であるSOMPOヘルスサポートに委託しています。

全体の利用率は39.9%で、昨年より2.5%上昇しましたが、国の目標値である45.0%には及びませんでした。



忙しいし、余計なお世話なので、特定保健指導を受けたくないのですが？

こんな考えの方いらっしゃいませんか？ お気持ちはよくわかりますが…

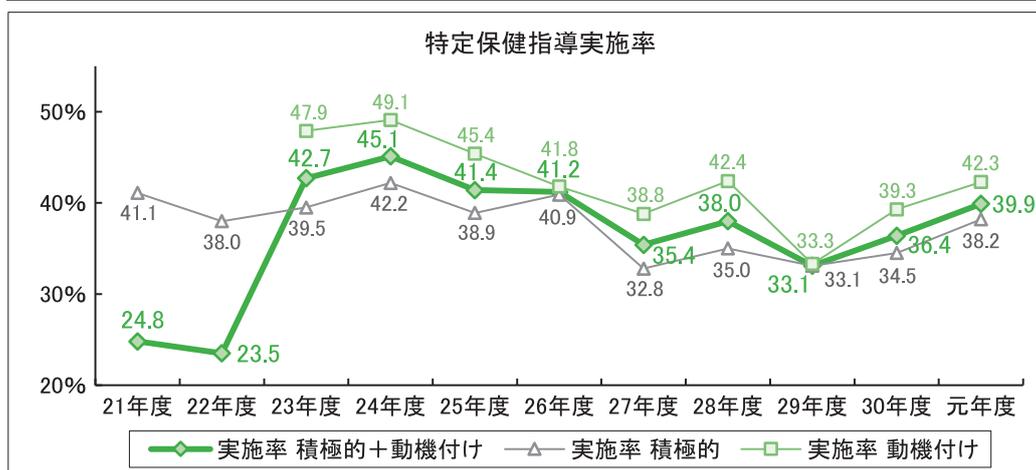
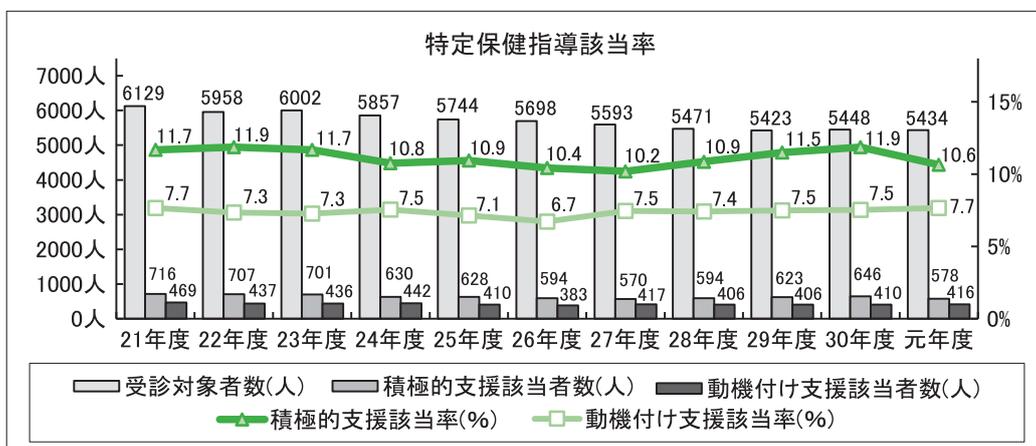


生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、重症化前に対策する必要があります。命に関わる病気になる前に、生活習慣の見直しを行っていただきますようお願いいたします。

また、国が定める特定健診及び指導の実施率の基準を達成できないと、後期高齢者医療制度への支援金の加算(ペナルティ)対象となる場合があります。

そうならば、毎月みなさまからいただいている**保険料(短期掛金)を上げざるをえない状況**となる可能性があります。

<お問合せ先 健康管理課>

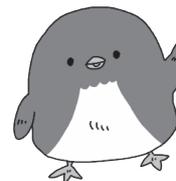


健診で精密検査や治療が必要と判断された方へ

健診の結果、精密検査や治療が必要だと判断されたにもかかわらず、病院に行っていない方はいらっしゃいませんか？

病気を早期発見し、すみやかに治療することが悪化を防ぐチャンスです！

忙しいからと後回しにせず、必ず受診しましょう。



70歳以上の外来療養に係る 年間の高額療養費の取扱いについて

平成29年8月に70歳以上の高額療養費制度の自己負担限度額の上限額について見直しがあり、計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)のうち、基準日時点(計算期間の末日)の所得区分が「一般所得者等※」である70歳以上の組合員及び被扶養者について、「一般所得者等」であった月の外来療養に係る自己負担額が自己負担限度額である年間14万4千円を超えたときには、その超えた額を、年間の高額療養費として支給することとなっています。

計算期間の全期間において、組合員及び被扶養者であった方については、請求手続きが不要です。

しかし、計算期間の途中で組合員及び被扶養者の資格取得又は喪失、かつ、自己負担額が上記の年間上限額を超える方については、以下の請求手続きが必要となりますので、該当すると思われる方は共済組合までご連絡をお願いします。

1.基準日時点で当組合の組合員または被扶養者である場合(計算期間の途中で資格取得)

外来年間合算を当組合で支給するため、次の書類を提出してください。

- ①高額療養費(外来年間合算)支給申請書 兼 自己負担額証明書交付申請書
- ②他の医療保険者が発行した自己負担額証明書

2.基準日時点で当組合の組合員または被扶養者でない場合(計算期間の途中で資格喪失)

上記1の①の申請書を共済組合へ提出いただくことで、「高額療養費(外来年間合算)自己負担額証明」を交付しますので、基準日に加入している医療保険者へ請求手続きを行ってください。

一般所得者等とは…

- ①標準報酬の月額が26万円以下、又は市町村民税非課税の70歳以上の組合員
- ②70歳以上の被扶養者(組合員が70歳未満又は①に該当する場合に限る)

＜お問合せ先 健康管理課＞

被扶養者資格確認調査の結果について

昨年7～9月に実施させていただきました「被扶養者資格要件確認調査」が終了いたしました。皆様には、書類提出につきましてご協力をいただき、ありがとうございました。調査結果につきましては、下記のとおりです。

<調査結果>

対象被扶養者数	6,896件
扶養手当支給件数	6,564件
調査件数	264件
取消件数	68件

<主な取消事由>

1. 就職(健康保険加入)	41件
2. 給与収入等の増加	3件
3. 年金収入(決定・改定)の増加	5件
4. 失業保険受給	4件
5. 生計維持者の変更	5件(うち、育児休業による変更 0件)
6. その他	10件

主な取消事由は被扶養者の就職などに伴う遡及取消です。組合員の皆様におかれましては、被扶養者の方の就職などに伴う健康保険の加入状態や給与収入額を把握していただき、被扶養者の認定取消の手続きが必要となる場合は、速やかに取消手続きをお願いいたします。

営業所得・農業所得等がある方を被扶養者としている方へ

確定申告が2月中旬より始まりますので、営業所得・農業所得などがある方を被扶養者としている方は、収入額を確認していただき認定基準年額を超える場合は、取消手続きをお願いします。また、認定基準額を超えない方も下記理由により確定申告等の関係書類が必要となりますので、必ず保管しておいてください。

確定申告等の関係書類の保管理由について

共済組合では、毎年7～9月に被扶養者の資格調査を実施しています。その際に調査対象となる被扶養者の方で、営業所得等の恒常的な収入を得ている場合には、**所得税法上の所得額と被扶養者認定を行う上での必要経費の捉え方が異なるため**、確認書類として確定申告等の関係書類を提出していただいています。(確定申告等の関係書類には、市町村民税申告書も含まれます。)

また、営業所得等がある方を新たに被扶養者認定申請を行う際も、確定申告等の関係書類が必要となりますので、ご注意ください。

資格喪失後等の組合員証・組合員被扶養者証は速やかに返還してください

組合員が退職し組合員の資格を喪失された場合や、被扶養者として認定されている方が、就職などにより被扶養者の資格を喪失された場合には、**速やかに「組合員証・組合員被扶養者証」を返還してください。**

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の「組合員被扶養者証」を速やかに返還してください。

なお、退職後引き続き、地方公務員法第28条の4第1項及び第28条の6第1項に該当する常時勤務の再任用者になる場合は、共済組合の資格を有することになりますので、お手持ちの組合員証をそのままご使用ください。

資格喪失後の受診の際には特に注意が必要です

注意その1

資格喪失後も組合員証・組合員被扶養者証を返還せずに、病院などで使用し受診してしまった場合には、共済組合が医療機関に支払った医療費分を、**全額返還していただくこととなりますので**、十分に注意してください。

注意その2

資格喪失後に病院などで受診することになった場合には、新たに加した健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証を病院の窓口で提示し、「保険証の変更」を申し出てください。

注意その3

新たに加する健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証が交付されるまでの間に病院などで受診することになった場合には、病院などの窓口で「保険証の変更手続き中」であることを申し出てください。

<お問合せ先 健康管理課>

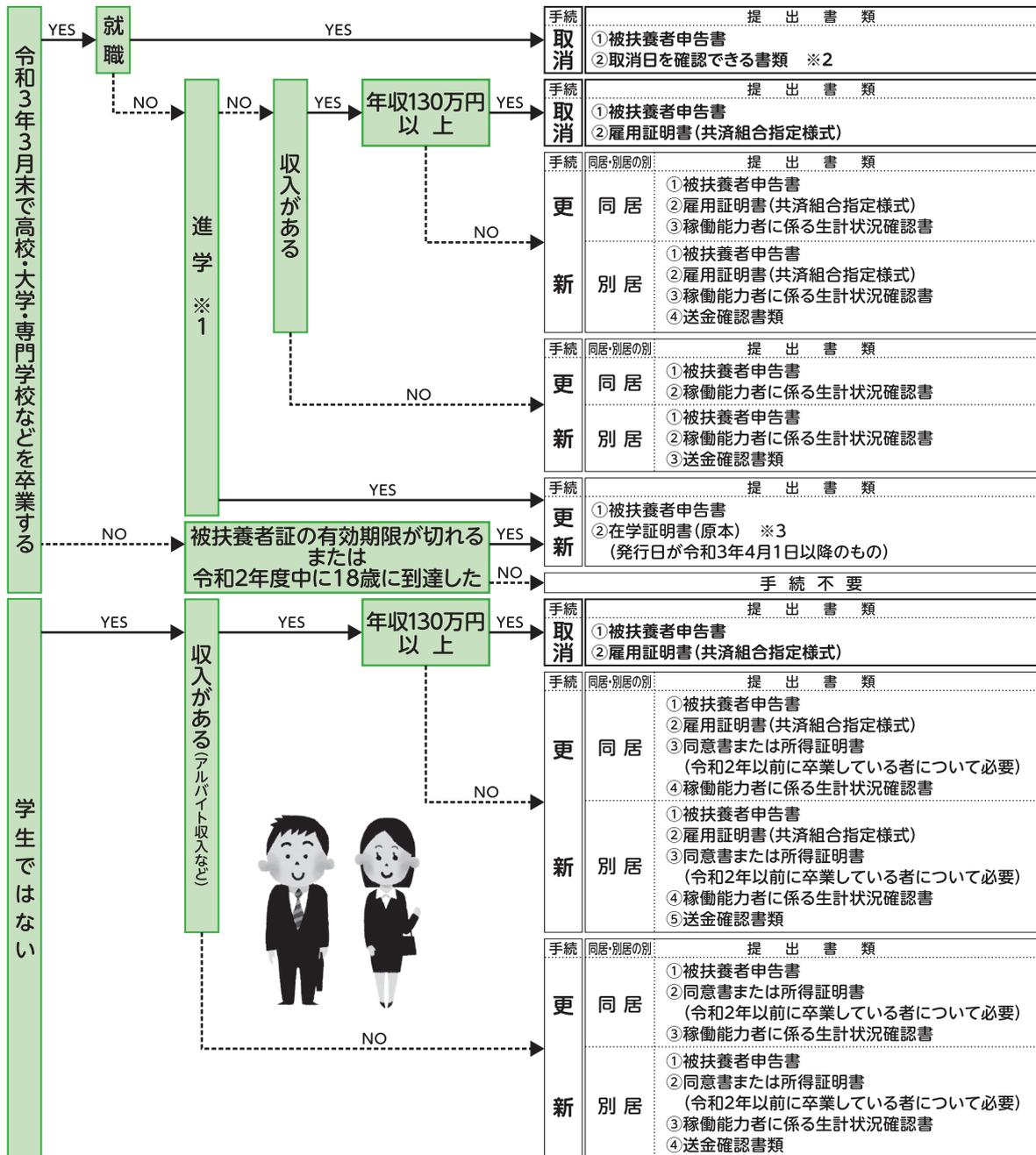
被扶養者認定

就職されたときには取消しの手続きが必要です。

春になりますと、就職や進学など被扶養者の方の新生活がスタートします。
 「就職される家族」をお持ちの方は、就職の事実発生後すみやかに被扶養者の取消申告をしてください。
 また、進学などにより更新となる方についても、次のフローチャートにて、提出書類などを確認していただき、必要な書類のご準備をお願いします。

なお、令和3年2月を目処に各所属所の共済組合事務担当課を通じまして、18歳に到達する方又は有効期限が付されている方に対し、手続きに関するご案内をさせていただきます。

被扶養者認定に関するフローチャート



※1…通信制・夜間課程の学校、各種講座等の場合「雇用証明書」「送金確認書類」等が必要となる場合があります。
 ※2…「取消日を確認できる書類」とは、就職先で健康保険に加入する場合は新保険証の写又は健康保険への加入が明記されている雇用契約書の写等、雇用形態等により就職先で健康保険に加入しない場合は雇用証明書(共済組合指定様式)をいいます。2～4月の更新時期に限り、「取消日を確認できる書類」に代わり採用通知書の写等での手続きも受け付けます。ただし、後日、必ず「取消日を確認できる書類」を提出してください。
 ※3…2～4月の更新時期に限り、「合格通知書(写)」「学生証(写)」での手続きも受け付けます。ただし、後日、必ず「在学証明書(原本)」を提出してください。

〈留意事項〉

上記は一般的な事例のため、個々の事例によっては上記以外の書類の提出を依頼させていただく場合があります。
 なお、主として組合員の収入により生計を維持する方が被扶養者の対象となります。よって、上記更新の条件を満たしていても、主として組合員の収入により生計を維持していない場合は更新できませんのでご注意ください。

＜お問合せ先 健康管理課＞

いざという時の「災害給付」について

～ 災害見舞金と災害見舞品、弔慰金(家族弔慰金) ～

地震や火災、水害、不慮の事故など、私たちの身の回りでは、時として予測しがたい災害や事故が起こります。

不幸にしてこれらの災害や事故に遭ってしまったとき、その損害に対して、見舞金的役割を担う給付として「災害見舞金」「災害見舞品」「弔慰金(家族弔慰金)」があります。



災害見舞金

組合員が、地震や火災、水害その他の非常災害(盗難を除く。)により、住居や家財(※)に損害を受けた時は、その損害の程度に応じて以下のとおり区分され、災害見舞金等が支給されます。

あくまでも見舞金であり、災害によって被った損害額を補償するものではありません。

※住居…組合員が生活の本拠として居住する建物で、所有権の有無は問いません。

家財…住居以外の社会生活上必要な一切の財産のことです。ただし、山林、田畑、宅地、貸家等の不動産、現金、預貯金、有価証券等は含みません。

損害の程度	災害見舞金
1 住居 および 家財 の全部が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居 および 家財 に上記1と同程度の損害を受けたとき。	標準報酬の月額 × 3
1 住居 および 家財 の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居 および 家財 に上記1と同程度の損害を受けたとき。 3 住居 または 家財 の全部が焼失し、又は滅失したとき。 4 住居 または 家財 に上記3と同程度の損害を受けたとき。	標準報酬の月額 × 2
1 住居 および 家財 の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居 および 家財 に上記1と同程度の損害を受けたとき。 3 住居 または 家財 の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 住居 または 家財 に上記3と同程度の損害を受けたとき。	標準報酬の月額 × 1
1 住居 または 家財 の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居 または 家財 に上記1と同程度の損害を受けたとき。	標準報酬の月額 × 0.5
浸水によって平屋建ての家屋(家財を含む。)が損害を受け、 その損害の認定が困難なとき。	床上 120cm以上 標準報酬の月額 × 1 床上 30cm以上 標準報酬の月額 × 0.5

り災後はすみやかな災害復旧が必要となりますが、損害程度の判定を行う必要がありますので、必ず解体・復旧前の状態を確認できる写真の撮影をお願いいたします。

災害見舞品

災害見舞金が「標準報酬の月額×2」以上の支給となる時、生活必需品(被服、寝具、その他)の購入資金として、50,000円が支給されます。

ただし、災害見舞金が「標準報酬の月額×2」に満たない場合でも、災害救助法が適用される要因となった災害によるものであるときは、30,000円が支給されます。

弔慰金(家族弔慰金)

地震や火災、水害その他の非常災害(予測しがたい事故を含む。)により、組合員本人が死亡したときには「弔慰金」、被扶養者が死亡したときには「家族弔慰金」が支給されます。

弔 慰 金 … 標準報酬の月額 × 1

家族弔慰金 … 標準報酬の月額 × 0.7

※災害等に遭われた時は、各所属所の共済組合事務担当課または共済組合健康管理課までお問い合わせください。また、請求権については、給付事由が生じた日(=り災した日)から2年間行わないときには、時効により消滅します。

<お問合せ先 健康管理課>

ジェネリック医薬品差額通知の効果測定について

令和元年10月にジェネリック医薬品差額通知を送付した方のジェネリック医薬品への切替え状況をお知らせします。



差額通知を送付した方のうち、令和元年11月から令和2年6月までに約22%の方がジェネリック医薬品に切替えています。

ジェネリック医薬品に切替えたことで削減された金額(切替効果額)は、8か月間の累計で463,228円となりました。

ジェネリック医薬品の利用で、負担を抑えましょう!

★ 国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間満了した後に、同じ有効成分・効能で作られる医薬品です。有効性・安全性・品質について、国の厳しい審査をクリアしたものが承認されています。

★ 低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的な負担が軽くなります。

★ 医療保険制度を未来につなげる

少子高齢化が急速に進む中、ジェネリック医薬品を利用することで医療保険制度を維持し、子供たちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。
※ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師・薬剤師にご相談ください。



まずは、
**お電話
ください!**

電話相談・Eメール相談

介護について
聞きたい

上司との関係で
悩んでいる…

「健康相談ハローふくい 24」

〈フリーダイヤル〉 (ハロー みんなの ふくい) 0120-86-3-291

健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスに関する相談に、それぞれの専門医師・保健師・助産師・看護師が24時間年中無休体制でアドバイスします。どんな些細な悩みでもお気軽にご相談ください。

- ★メンタルヘルスのご相談の場合、希望によりカウンセラーのご紹介・予約を行います。
(面談及び電話継続カウンセリングは年間5回まで無料)

「ハローメール相談」

次のURLから「ハローメール相談」のホームページを開いてください。

総合的な健康相談アドレス	ユーザー名	パスワード	メンタルヘルス専用アドレス	ユーザー名	パスワード
http://www.t-pec.co.jp/z-mail/hellomail/index.html	hellomail	soudan	http://www.t-pec.co.jp/z-mental/fukui/index.html	863291	863291

- ★24時間以内に発信アドレスあて回答します。(ご相談内容によっては多少回答に時間を要する場合があります。)
- ★福井県市町村職員共済組合のホームページからアクセスできます。 <http://www.fukui-kyosai.jp/>

協定保養所の休館について

当共済組合の協定保養所である下記の宿泊施設につきましては、改修工事のため令和3年2月1日から令和3年3月31日まで「休館」いたしますのでお知らせします。

「ホテル福島グリーンパレス」(福島県福島市)

<お問合せ先 健康管理課>



家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!

毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。

今回は、個数制限がありますが感染症対策のための医薬品等を取り入れ、100品目を特価にて斡旋いたします。

申込みの方法	共済だよりに折り込みの「家庭用常備薬等斡旋」の申込書に購入数・金額等を記入してFAXまたは郵送でお申込みください。
申込みの際の注意	①「お名前」及び「お届け先住所」は、必ず記入してください。 ②FAXでのお申込みは、申込書面が裏面にならないように注意して送信してください。
代金の支払方法	商品到着後、同封の振込用紙により、郵便局またはコンビニエンスストアからお振込みください。
申込締切日	令和3年2月25日(木)

スイッチOTC医薬品とは?

これまで処方箋がないと手に入らなかった医療用医薬品から転用され、同一の有効成分を含んだOTC医薬品です。
医療費控除対象商品には★印がついています。
軽い不調や休診時に備えておくと安心です。
(バファリンルナ、アレグラFX、サロンシップなど)

寒い季節です。
手洗いとマスク着用で、花粉症、感染症の対策をして元気に過ごしてください



OTC医薬品でセルフメディケーション

★セルフメディケーションとは?

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。

★OTC医薬品(Over the Counterの略)とは?

薬局などで医師の処方箋なしで購入できる医薬品のことです。

病院にかかるほどの不調でないときや病院が休診のときなどのセルフケアに役立ちます。

※OTC医薬品を購入する際は、「お薬手帳」を薬剤師に見せるなどして、飲み合わせ確認をすると安心です。また、添付説明文書をよく読み、症状が重い場合や長引く場合はかかりつけ医を受診するようにしてください。

「セルフメディケーション税制」

治療目的で購入した「スイッチOTC医薬品」は、医療費控除の対象になります。

ただし、医療費控除の特例のため、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。

健康診断や人間ドックの結果通知、医薬品の領収書等は大切に保管しましょう!!

セルフメディケーション税制の詳細は、厚生労働のホームページをご覧ください。

厚生労働省 セルフメディケーション 検索

医療費通知書を送付いたします!

当共済組合では、組合員又は被扶養者の適正な受診を心がけていただくため、7月と1月の年2回医療費通知書を送付しています。

1月発行の医療費通知書には事務処理の関係上、原則前年の9月診療分までしか記載されないため、確定申告する際、10月から12月診療分の申告については、納税者本人が医療機関等で交付された領収書を基に「医療費控除の明細書(医療費の明細)」を作成して対応していただくことになります(令和2年分の確定申告までは医療機関等で交付された領収書の添付又は開示でも可)ので、医療機関等で交付された領収書につきましても併せて保管をお願いします。

また、医療費通知書は医療保険上の世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知書に記載されます。不都合がある場合には、当共済組合健康管理課までお申し出ください。医療費通知書の送付を停止させていただきます。

<お問合せ先 健康管理課>

『ライフプランセミナー』を開催しました

と き | 令和2年10月 5日 場 所 | パレア若狭
令和2年10月 6日 福井県自治会館

一般財団法人地域社会ライフプラン協会の特別講師 元井 昌枝 氏と、同業務部参事 丸 弘之 氏を講師として招き、「ライフプランで充実の人生を!」をテーマに講演いただきました。

元井 氏には、「ライフプラン総論・生きがい」について、丸 氏には「家庭経済設計」について、具体的な事例を交えながら説明いただきました。

コロナ禍での開催でしたが、感染予防に徹し、20代から60代の幅広い年齢の方にご参加いただき好評を得ました。



参加者の声



- ・今は仕事中心の生活をしているので、自分のこれからの生活を見直すいい機会になりました。
- ・退職直前ではなく、もっと早く受けておくと良かったと思いました。

※アンケートに、年金制度や退職後の共済貯金の取扱等の説明を希望する意見がありました。これらについては別途年金説明会や退職予定者説明会にてご案内する予定です。

『健康管理担当者研修会』を開催しました

と き | 令和2年11月12日 場 所 | 福井県自治会館

各所属所の健康管理担当者、安全衛生管理者等の方を対象とした「健康管理担当者研修会」を開催しました。

株式会社インソース 植山 哲文 氏を講師として招き、「メンタルヘルス研修」と題して、講演いただきました。

また、当組合より、「健康スコアリングレポート」の概要について説明させていただきました。



保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

当組合が取り扱っている保険につきましては、当組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき運営しています。また、当該保険業務は、有限会社エル・サポート・福井に業務委託を行っています。

当組合は、退職予定の皆様に対し退職後継続加入が可能な保険について募集を行うため、組合員の皆様の個人情報を必要な範囲内で保険会社等※に提供させていただきます。

(※「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社。)

なお、個人情報の提供については、福井県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程に基づき厳正な取り扱いを行い、提供した個人情報については、情報漏洩や目的外利用の防止を保険会社等に義務付け、厳重な管理・指導を行います。

● 共済組合が第三者提供を行う個人データ

- ① 組合員各位の所属所番号、組合員証番号、氏名、性別、生年月日、所属部署、職員番号
- ② 組合員各位の転出・転入情報
- ③ 組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報

● 第三者提供の停止

上記目的の達成のため当組合が個人情報を保険会社等に提供することに同意されない場合は、お申し出により第三者提供を停止しますので、当組合へご連絡ください。

なお、この場合は、各種保険のご案内ができなくなりますことをご了承ください。

<お問合せ先 健康管理課>



アイススケート・スキーリフト利用助成



只今、アイススケートとスキーリフトの利用助成を実施しています。
冬ならではのスポーツで、寒さを吹き飛ばしましょう!

アイススケート利用助成

ご利用方法	アイススケート場受付で「リフレッシュ施設利用助成券」を提出すると、滑走料から助成券1枚につき500円が差引かれます。(貸靴料金等は利用者負担です)	
指定アイススケート場	ニューサンピア敦賀 敦賀市呉羽町1番2号 Tel 0770-24-2111(代)	ハピリンク 福井市中央1丁目 ハピリンク前 NEW
助成期間	令和2年10月31日(土)から 令和3年4月23日(金)まで	令和2年12月25日(金)から 令和3年2月7日(日)まで
助成対象者	組合員及びその家族	

スキーリフト利用助成

ご利用方法	指定スキー場のリフト券販売窓口で「リフレッシュ施設利用助成券」を提出すると、助成券1枚につき500円を差引いた金額で指定リフト券が購入できます。
助成期間	令和2年12月1日(火)～令和3年3月31日(水)
助成対象者	組合員及びその家族

※リフト券の料金・営業日等は各スキー場にお問い合わせください。

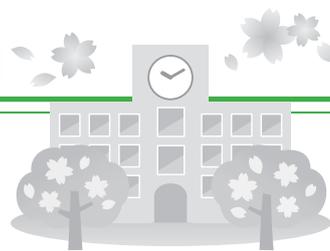
指定スキー場	所在地	指定リフト券
九頭竜スキー場 Tel.0779-78-2651	大野市	1日券、午前券、午後券、1回券、11回券
福井和泉スキー場 Tel.0779-78-2711	大野市	1日券、午後券、日帰りパック
六呂師高原スキーパーク Tel.0779-67-1066	大野市	1日券
スキージャム勝山 Tel.0779-87-6109	勝山市	1日券、午前券、午後券、2日券、1回券、11回券
国境高原スノーパーク Tel.0740-28-0303	滋賀県高島市マキノ町	1日券、午前券、午後券、ムービング、1回券、回数券、キッズチケット、ファミリーリフト券

例年、指定していた「雁が原スキー場(廃業)」、「今庄365スキー場」及び「新保ファミリースキー場」は、今シーズンは運営しないため、指定していません。

<お問合せ先 健康管理課>

入学貸付・修学貸付のご案内

この春、教育費の借入れをお考えの方はぜひご活用ください!



入学貸付は入学が決まり次第、申込みできます	新年度の修学貸付は1月から受付を開始します
入学貸付 入学の際に要する諸費用に対する貸付	修学貸付 入学後の修学に係る諸費用に対する貸付
貸付の対象となる学校	
高等学校、大学若しくは高等専門学校、専修学校または各種学校	
貸付の対象となる経費	
入学時に必要となる経費(授業料も可)	修学中に必要となる経費(授業料や下宿代など) ただし、入学貸付と同時申込みをした場合は、 <u>重複する費用の貸付はできません。</u>
貸付の限度額	
給料月額 <small>の6月分</small> (最高200万円) <small>(10万円以上10万円単位)</small>	1月あたり15万円(年間180万円)(1万円単位10万円以上) 1年ごとの申し込みが必要です ・1月～4月に貸付申込みした場合の限度額⇒1年分。 ・年度の途中に貸付申込みした場合の限度額 ⇒申込み月の翌月から起算して3月までの残存する月数分。
申込みと貸付日	
お申込みは、入学金・授業料等の納付期限の1週間前までに共済組合に申込書が到着するように提出してください。 支払い済みの費用については貸付できません。 お申込みに合わせ、納付期限日に間に合うように随時貸付します。	
償還期間	
貸付月の翌月から償還が開始されます。	貸付申込時に「修業年限まで据置」か「据置きしない」のいずれかを選択できます。 「修業年限まで据置」を選択した場合は、修業期間中は利息のみの償還となり、元金の償還は据えおかれ、修業年限が終了した月の翌月から元金も合わせた償還が開始されます。 「据置きしない」を選択した場合は、貸付月の翌月から償還が開始されます。
貸付利率	
年1.26%(変動性)	
貸付利率は、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する「退職等年金給付に係る基準利率」に応じて定められます。	
必要となる書類等	
<ul style="list-style-type: none"> ●合格通知書の写(支払後に入学許可証の写) ※入学金以外の借入がある場合は入学後に在学証明書 ●入学金等の費用の確認ができる書類等 ●被扶養者でない子の場合は戸籍または住民票(続柄が確認できるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ●入学前の場合は合格通知書の写、進級前の場合は申込時の在学証明書(入学、進級後に在学証明書) ●授業料等費用の確認ができる書類等 ●被扶養者でない子の場合は戸籍または住民票(続柄が確認できるもの)
貸付時の審査について	
下記の条件のいずれかに該当するときは、貸付を行うことができません。 ●共済組合の償還月額と他の金融機関等の償還月額の合算額が、給料月額の30%を超えるとき ●期末手当等からの償還額(他の金融機関等に対する期末手当等からの償還額を含む)を含む年間の償還額が、年収の30%を超えるとき	

🌸 その他、ご不明な点は 共済組合 総務企画課 までお問い合わせください。 🌸

<お問合せ先 総務企画課>

組合員貯金は普通貯金で、**年利1.0%** (半年複利) ※令和3年1月時点



本年も組合員貯金を よろしくお願ひいたします



いつも組合員貯金をご利用いただきありがとうございます!

組合員貯金は給与・賞与から一定額を天引きして積み立てるので無理なく貯金を続けることができます。また、冬の賞与積立ができなかった人は、「臨時入金」もおすすりめです!

一年の始まりに、将来に備えて組合員貯金を始めてみませんか?

※組合員貯金の利率は、毎年4月に見直し年度間適用しますが、金融情勢等の変動を勘案し、変更する場合があります。

※復興特別所得税(0.315%)が平成25年1月1日から令和19年12月31日まで加算されるため、利息に係る税率は20.315%です。



払戻日スケジュール

払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。

ただし、祝日を除きます。

払戻請求書は、払戻日の2営業日前までに共済組合必着です。特に右記の払戻日は、払戻請求書必着日にご注意ください。

2月23日(火)は祝日のため払戻はありません。

1月から3月までの払戻注意日

払戻注意日	払戻請求書の 当組合必着日
1月 12日(火)	1月 7日(木)
1月 13日(水)	1月 8日(金)
2月 12日(金)	2月 9日(火)
2月 24日(水)	2月 19日(金)

臨時入金に関するお願い

組合員貯金に加入されていない方で臨時入金を希望される方は、事前に「組合員貯金加入申込書」を各所属所共済組合事務担当者へご提出ください。

臨時入金は、千円以上千円単位、1日1件の取扱いです。「組合員貯金払込書(臨時入金)」により、福井銀行本・支店の窓口で手続きをしていただくと、振込手数料が無料となります。

この他、ATM・インターネットバンキング・福井銀行以外の金融機関窓口等からご入金いただくことも可能です。

払込書を使わない場合の注意事項

振込先 金融機関:福井銀行(0147)大和田支店(125)

□ 座番号 (普)1088515

□ 座名義 福井県市町村職員共済組合(フクケンシヨウソンシヨクインキョウカイマイ)

※依頼人欄に「組合員証記号-番号」と「組合員本人の氏名」を必ず記入または入力してください。

※振込手数料は、別途ご自身でご負担ください。

<お問合せ先 総務企画課>

マイナンバーカードで
マイナポイント

マイナポイントの申込と まとめてできる!

マイナポイント
申込はこちら

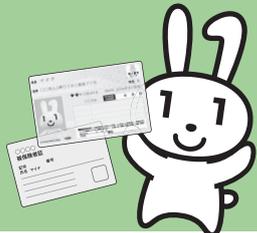


健康保険証の 利用申込

2021年3月(予定)から
マイナンバーカードが健康保険証
として利用できるようになります!

※医療機関・薬局によって開始時期は異なります。

詳しくはこちら
厚生労働省HP



&

マイナポータル の利用者登録

マイナポータルとは?

子育てや介護をはじめとするオンライン申請ができたり、あなた自身の情報(税や社会保障の情報、予防接種履歴など)が確認できたりする自分専用のポータルサイトです。

詳しくはこちら
マイナポータルサイト



メリット より良い医療が可能に!

あなたが同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報が医師等と共有できます!

メリット 手続きなしで限度額以上の 一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます!

メリット 健康管理ができる!

特定健診情報の閲覧が可能に! 薬剤情報・医療費の
※医療保険者によって
開始時期は異なります。

2021年3月(予定)

2021年10月(予定)

メリット 医療費控除がカンタンに!

確定申告における医療費控除の手続きで
マイナポータルを通じて自動入力が可能に!

2021年分所得税の確定申告から(予定)

申込・登録はカンタン!

- 1 「マイナポイント」の申込を行う
- 2 「マイナポイントの申込が完了しました」という画面の下の「政府からのご案内」へ進む(画面はこちら▶)
- 3 「マイナポータル利用者登録の申込」と「マイナンバーカード健康保険証利用の申込」にチェックを入れる
- 4 「一括利用申込」をクリックして完了!

操作を終了される方は、メニューの「ログアウト」ボタンを押してください。

利用者マイページへ

●政府からのご案内

- ・マイナポータル利用者登録のかんたん申込
- ・マイナンバーカード健康保険証利用のかんたん申込

以下をクリックいただければ、かんたん申込ができます。マイナポータルについて、詳しくはこちら

マイナポータルについて、詳しくはこちら

マイナンバーカード健康保険証利用について、詳しくはこちら

マイナポータル利用者登録の申込

マイナンバーカード健康保険証利用の申込

※片方のみ申し込まれる場合、チェックはあけて下さい。

利用規約(共通)

※マイナポータルへの登録後、すぐに利用できます。「マイナポータル」で検索し、アクセスして下さい。
※マイナンバーカード健康保険証利用は、2021年3月以降に開始する予定です。

一括利用申込

<お問合せ先 健康管理課>

謹賀新年

平素は格別のご愛顧を賜り
厚くお礼申し上げます。
本年も倍旧のお引き立てのほど
よろしく願い申し上げます。

福井県市町村職員共済組合保養所 **越路**

支配人 職員一同

令和三年 元旦

越路で最高のひとときをご堪能ください。

「牛に引かれて越路の宿へ」

リピーターが多い当館ですが、その魅力は宿泊
していただかないと発見できません。

まだ越路に宿泊されたことがない方、今年こそは
越路デビューしてみませんか？

越路 の魅力に魅せられて、ファンになるか
モオ〜!!!



【利用期別カレンダー】

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

- 閑散期
- 通常期
- 繁忙期
- 年末年始
- 休館日

ご予約
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151

FAX:0776-77-3868

HP▶<http://www.koshiji.biz/>

福井県市町村職員共済組合保養所

越路